

平成14年4月16日

下級裁判所裁判官の指名に関する諮問機関の設置について

最高裁判所

検討計画

- ・ 司法制度改革推進計画（政府・平成14年3月19日）  
最高裁判所に、その諮問を受け、下級裁判所の裁判官として指名されるべき適任者を選考し、その結果を意見として述べる機関を設置するとともに、その機関が十分かつ正確な資料・情報に基づき適任者の選考に関する判断を行い得るように適切な仕組みを整備することについて、最高裁判所における検討状況を踏まえた上で検討し、なお必要な場合には、本部の設置期限までに、所要の措置を講ずる。
- ・ 司法制度改革推進計画要綱（最高裁・平成14年3月20日）  
最高裁判所に、その諮問を受け、下級裁判所の裁判官として指名されるべき適任者を選考し、その結果を意見として述べる機関を設置するとともに、同機関が十分かつ正確な資料・情報に基づき実質的に適任者の選考に関する判断を行いうるよう、適切な仕組みを整備することとし、所要の措置を講ずる。

最高裁判所による検討の開始

最高裁判所では、平成14年4月10日、裁判官会議において、標記の諮問機関を設置するための検討を開始し、併せて、その検討のため一般規則制定諮問委員会を開催する準備を開始することとした。

今後の予定

- ・ 一般規則制定諮問委員会の委員が確定次第、速やかに第一回の委員会を開催する予定である。
- ・ 委員会の審議の状況は法曹制度検討会に随時報告したい。